

すかがわ統計月報 5年8月発行

須賀川公共職業安定所 962-0865 須賀川市妙見121-1 (電話) 0248-76-8609
 石川地方職業相談室 963-7845 石川郡石川町字高田234-1 (電話) 0247-26-2484

管内の雇用情勢(令和5年7月内容。パートを含む)

求人倍率

■新規求人倍率 2.24倍(対前年同月比0.45ポイント上昇、対前月比0.67ポイント上昇)

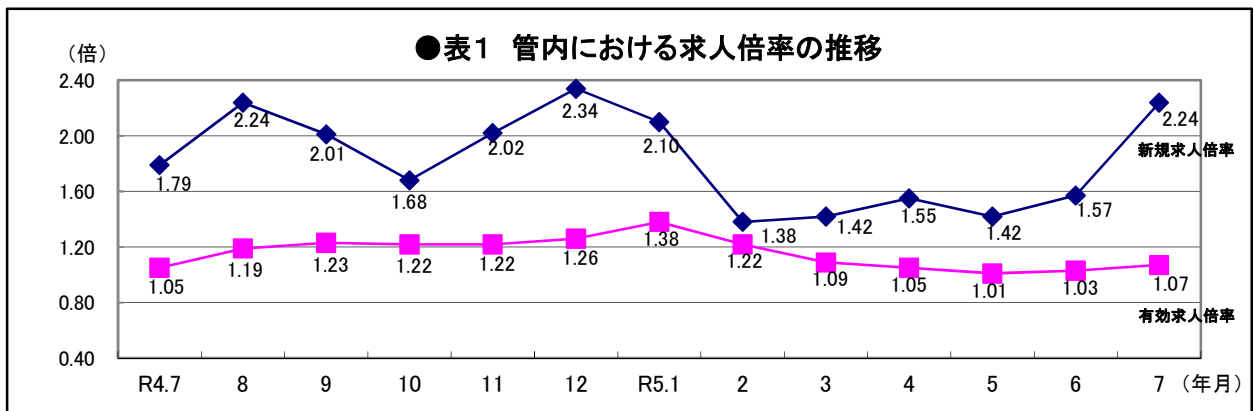
7月の新たな求職申込みは404件、求人申込みは904人分でした。
 これは、1件の求職申込みに対し2.24人分の求人が申し込まれたこととなります。

※新規求人倍率: 新規求人数/新規求職者数
 新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

■有効求人倍率 1.07倍(対前年同月比0.02ポイント上昇、対前月比0.04ポイント上昇)

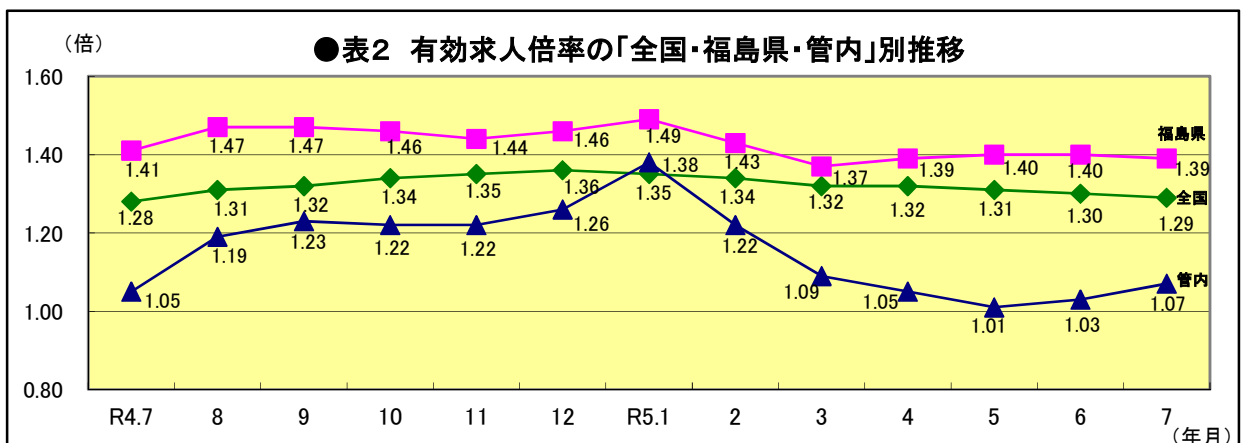
6月から引き続き求職している方と7月に新たに求職申込みした方の合計が1,900人であったのに対し、6月から繰り越された求人と7月に新たに申し込まれた求人の合計は2,041人でした。
 これは、1人の求職者に対し1.07人分の求人になります。

※有効求人倍率: 有効求人数/有効求職者数
 有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。



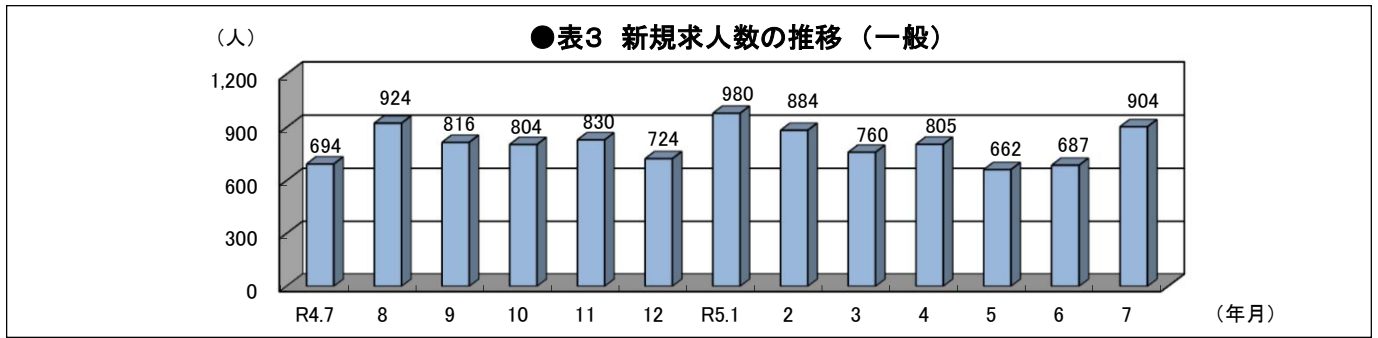
■有効求人倍率 【全 国】1.29倍(対前年同月比0.01ポイント上昇、対前月比0.01ポイント低下) 【福島県】1.39倍(対前年同月比0.02ポイント低下、対前月比0.01ポイント低下) 【管 内】1.07倍(対前年同月比0.02ポイント上昇、対前月比0.04ポイント上昇)

※なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。



求人

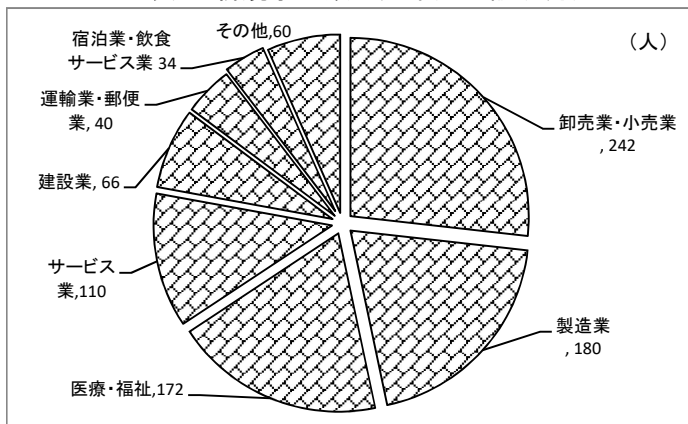
■新規求人数 904人(対前年同月比30.3%増、対前月比31.6%増)(表3)



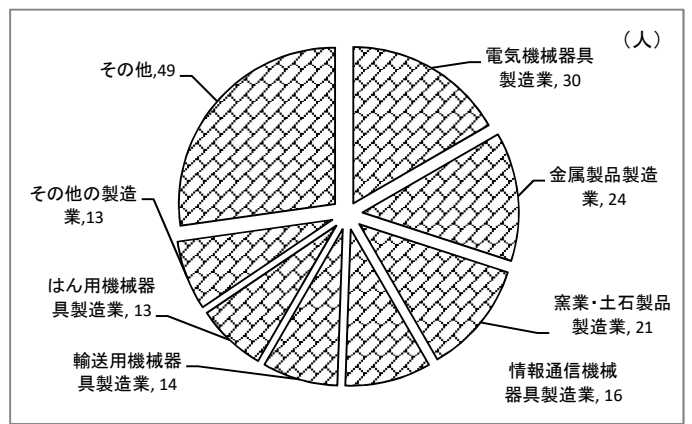
7月の新規求人数を産業別に見ると、卸売業・小売業が242人と最も多く、全体の26.8%を占めており、次いで製造業、医療・福祉、サービス業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は、電気機械器具製造業が30人と最も多く、製造業全体の16.7%を占めており、次いで金属製品製造業、窯業・土石製品製造業、情報通信機械器具製造業となっています。(表5)

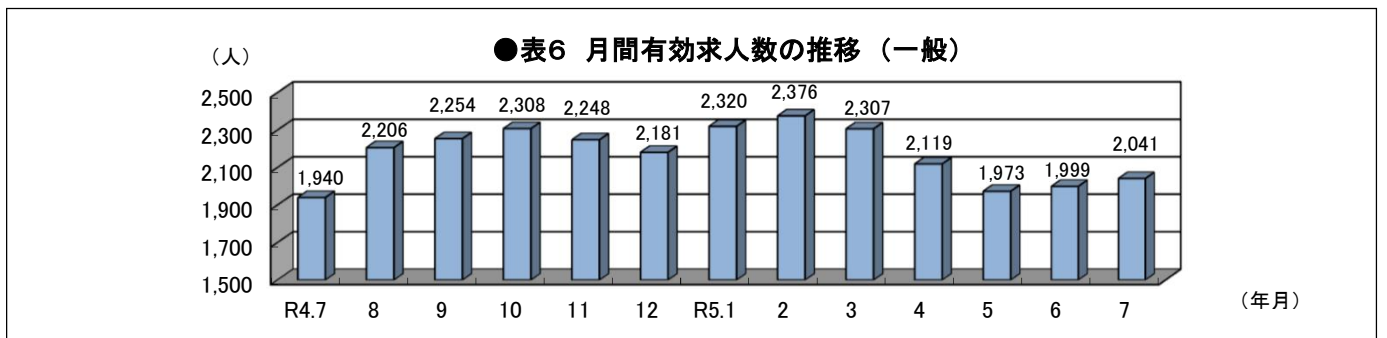
●表4 新規求人数の産業別内訳(7月)



●表5 新規求人数(製造業)内訳(7月)

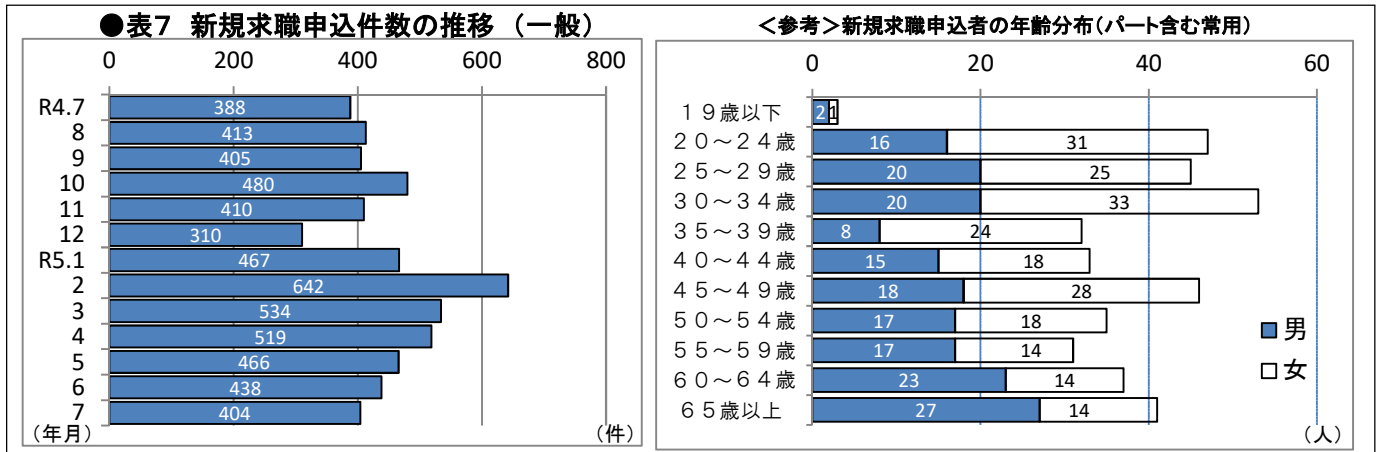


■月間有効求人数 2,041人(対前年同月比5.2%増、対前月比2.1%増)(表6)

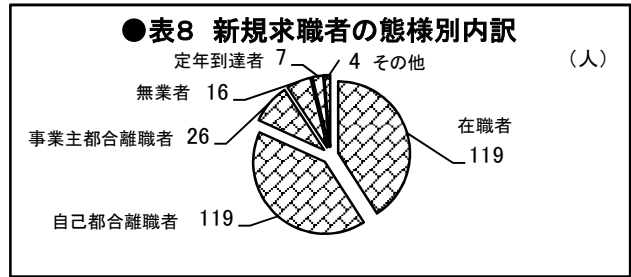


求職

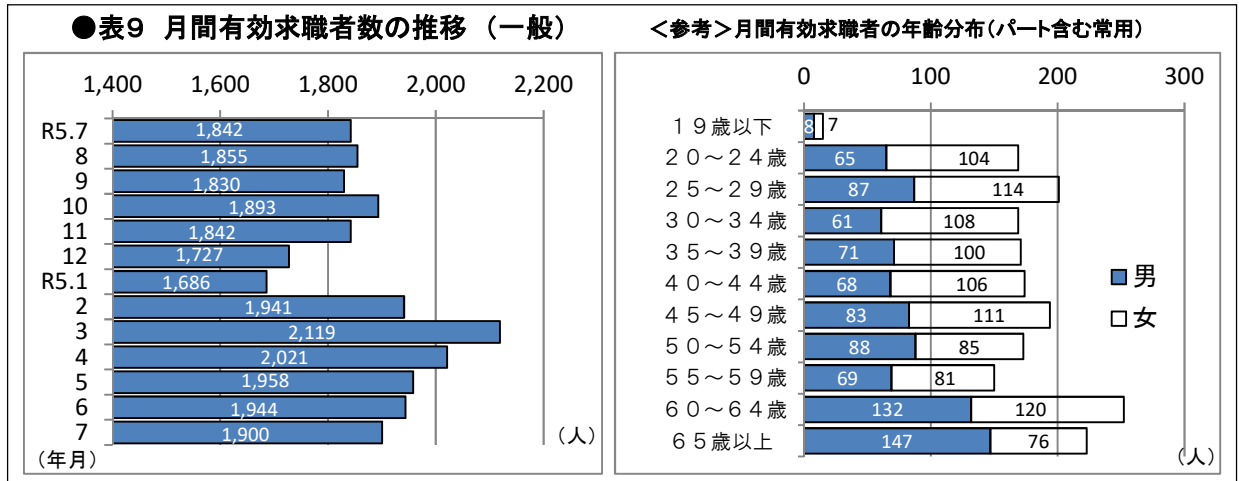
■新規求職申込件数 404件(対前年同月比4.1%増、対前月比7.8%減)(表7)



7月の新規求職申込件数291件(パートを除く常用。)を態様別に見ると、在職者と自己都合離職者が119人ずつと最も多く、全体の81.8%を占めており、次いで事業主都合離職者(同8.9%)、無業者(同5.5%)、定年到達者(同2.4%)となっています。(表8)



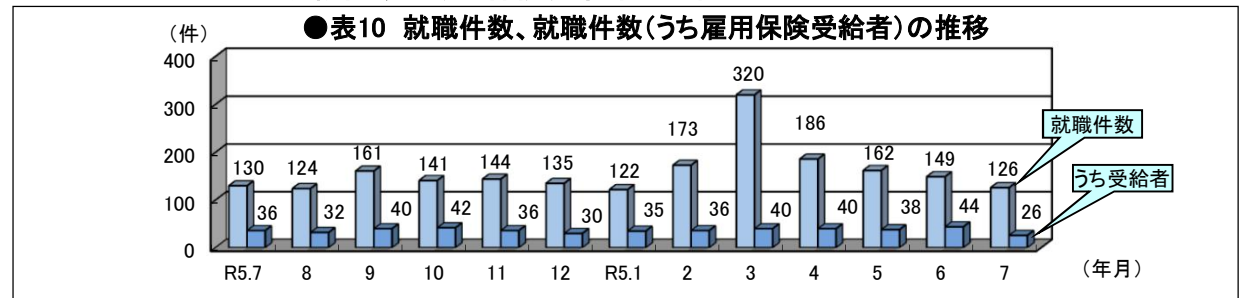
■月間有効求職者数 1,900人(対前年同月比3.1%増、対前月比2.3%減) (表9)



敷地内駐車場が満車の場合、第2駐車場をご利用下さい。

就職

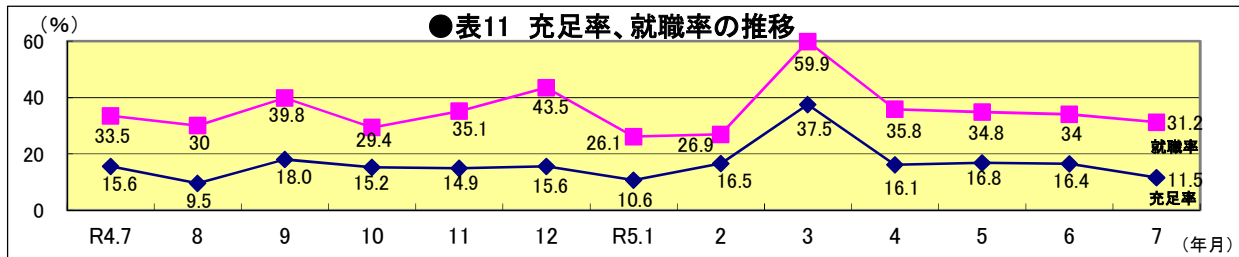
■就職件数 126件(対前年同月比3.1%減、対前月比15.4%減)
 ■就職件数のうち保険受給者 26件(対前年同月比27.8%減、対前月比40.9%減)(表10)



充足率、就職率

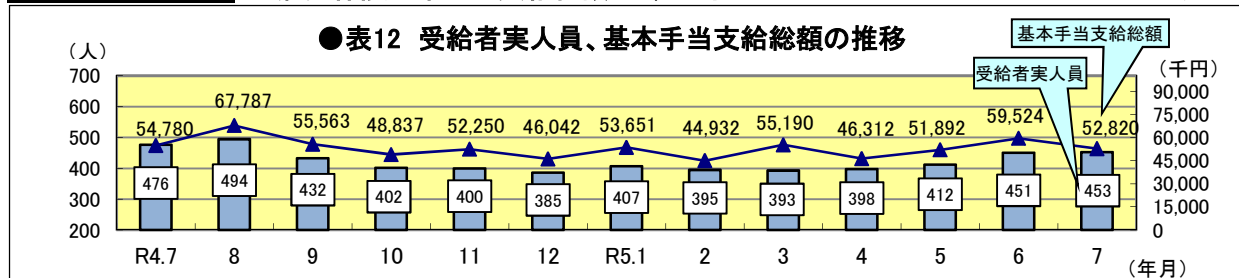
■充足率 11.5%(対前年同月比4.1ポイント低下、対前月比4.9ポイント低下)
 ■就職率 31.2%(対前年同月比2.3ポイント低下、対前月比2.8ポイント低下)(表11)

充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 453人(対前年同月比4.8%減、対前月比0.4%増)
 ■雇用保険基本手当支給総額 52,820千円(対前年同月比3.6%減、対前月比11.3%減)(表12)



雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

電子申請のご利用をお勧めしています。

24時間
いつでも
申請可能!!

マイナンバー記載の書類を持ち運ばず、オンラインで申請するため安全!!

※1

★主要3手続きの電子申請利用率が60%を超えました!

※1 雇用保険の主要3手続 資格取得届・資格喪失届・高年齢雇用継続給付

雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請について、既に多くの方に**電子申請**をご利用いただいています。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、**マイナンバー**^{※2}を記載した届出用紙を持ち運ぶ必要がないため、**マイナンバー**の運用管理など安全管理措置の負担が軽減されます。

※2平成30年5月以降、マイナンバーが必要な届出にマイナンバーの記載・添付がない場合は、不備がある届出書類として返却することとしておりますので、記載漏れがないようお願いします。

主要3手続の電子申請率の推移



「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

◇電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能!

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません。(ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届(離職票あり)」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。)

◇個人情報の持ち運びが不要! 個人情報保護の観点から安全性が高まります。

◇時間とコストをかけずに申請できます!

ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかかりません。

電子申請は

e-GOV

イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口で

厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶e-Govの操作方法等については、「e-Gov利用者サポートデスク」へ

お問い合わせください。

電話番号: 050-3786-2225

e-Gov ポータル> お問い合わせ: <https://www.e-gov.go.jp/contact>

<参考>

- ・ e-Gov電子申請 <https://shinsei.e-gov.go.jp>
- ・ 電子申請利用マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>



※電子申請を行うには「電子署名」が必要となります。令和2年4月から一部の申請について、無料で取得できるG Biz IDによる申請も可能になりました。

詳しくは、<https://g-biz.go.jp> をご参照ください。

